

マスク着用の取扱い

令和5年3月10日

令和5年2月10日付け「マスク着用の考え方の見直し等について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、本学の取扱いを以下のとおりとする。

適用日：令和5年3月13日

（1）マスク着用を推奨する場面等（マスク着用が感染対策に効果的とされる場面）

- 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安がある場合
- 新型コロナウイルス感染症の流行期に、不特定多数の者が密になる場合
- 各部署の事情に合わせて、マスクの着用を求められることができる。

（2）留意点

- マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とし、マスクの着脱を強いるものではない。
- マスクを外す時は常時携帯し、必要時に速やかに着用できるようにする。
- 毎日の健康観察を引き続き行い、症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は外出を控える。
- 咳エチケットの徹底
- 基本的な感染対策の励行
「三つの密」（密閉、密集、密接）の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」

※ 本取扱いについて、附属病院および附属学校は除く。

※ 教育（対面授業を含む）・研究活動については、令和5年4月1日から適用とする。